

2025年12月2日以降は、「資格確認書」をお持ちの方のみ申請ができます。
 マイナ保険証をお持ちの方は、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるため、申請はできません。

健保担当者

健康保険限度額適用認定申請書

事業所担当者
確認印

《申請書の流れ》

← 任継・特退
の加入者は
押印不要

在職中の方

事業所（勤務先）の健保担当部門

健保
組合

任意継続・特例退職の方

マイナポータル、資格情報のお知らせ、
 資格確認証等で確認できる
 健康保険の「記号」と「番号」をご記入ください

自己負担3割
 現役並みⅢの **必ず元号を○で囲み、申請日を
 記入してください**

下記... ます。※有効期限は申請の属する月の1日から1年間で交付します

| | | | |
|---|-------|----------------------------------|---------------|
| 被保険者等 | | 「申請日(記入日)」の属する月の1日から有効の認定証を交付します | |
| 記号 | 番号 | 申請日(記入日) | 平成・令和 7年1月1日 |
| 1 | 23456 | 被保険者氏名 | 富士 太郎 |
| 診療を受ける方 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 |
| | 富士 康子 | 妻 | 昭・平・令 50年4月1日 |
| 前月分のお会計が済んでいない：医療機関様にお会計を待って頂いている方は右欄の□にレ点をつけてください。 | | □ 有効期限 前月1日から希望します | |
| 備考欄 | | | |

「被保険者」が非課税者の場合は申請書が異なります。
 非課税者用の申請書を使用し、市区町村発行の「非課税証明書」
 を添付して申請してください。

月初の申請で、前月分に会計が済んでいない
 (医療機関様に支払いを待ってもらっている)
 場合は「前月1日から有効」の限度証を交付
 しますので、レ点をつけてください。

＜認定証送付先について＞

- * 任意継続・特例退職の方は、必ず送付先住所をご記入ください
- * 在職中の方は記入不要です。社内メール等により各事業所経
 ただし、ご本人が入院・緊急の申請等の事情により事業所経由での受取
 ご希望の送付先（ご自宅・ご実家等）認定証を郵送しますので送付先住所をご記入ください。

| | |
|-----|---------------------|
| 送付先 | 住所：〒 _____ 宛名：_____ |
| | TEL：_____ |

〔参考〕

(例) 『マイナ保険証』『限度額認定証』を使用しない場合と、

【69歳以下の方】

既に前月分の会計が済んでいる場合は限度証を提示しても無効になる可能性があります、
 30,000円(+端数)※を超えた一部負担額は約3ヵ月後に給付金として支給されます。

(自動還付のため請求等の手続きは不要)

㊦) × 1%

㊦) × 1%

☐ = 健保から約3ヶ月後に支給する給付金
 (請求手続き等は不要)

使用しない場合

使用した場合

| |
|------------------|
| 法定給付: (高額療養費) |
| 付加給付※ |
| 30,000円(+端数) |

| |
|-----------------|
| 健保から 医療機関へ支払 |
| 付加給付※ |
| 30,000円(+端数) |

一部負担
の上限

← 最終的な
自己負担額

| | |
|-------------|-------------------------------|
| ㊦: 28万~50万円 | 80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% |
| ㊦: 26万円以下 | 57,600円 |

【70歳以上3割負担の方】

| 標準報酬月額 | 一部負担の上限額※ |
|------------------------|--------------------------------|
| 現役並みⅡ 53万~79万円 | 167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1% |
| 現役並みⅠ (特退) 28万~50万円 | 80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% |

㊦低所得者（住民税非課税）の方は申請書が異なります

※付加給付金=レセプト1件◆ごとに自己負担額が30,000円を
 超えた場合1,000円単位で支給

◆レセプト1件ごと：診療月ごと（1日~末日）、患者ごと、医療機関ごと（外来・入院別、医科・歯科別）